

令和8年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート（令和7年度の振り返りと令和9年度の取組検討）

施策No	522						
施策名	安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理			施策の目的	●安全で安心な水道水を安定的に提供します。 ●生活排水を適正かつ安定的に処理し、快適な生活環境を確保します。		
施策主管部長	上下水道局長		施策幹事課長	企業経営課長		関係課	水道課、下水道課、環境政策課、財政課

1. 進行管理

(1) 指標の実績・考察

①中期基本計画の指標 目標年度(令和7年度)の目標値達成状況

	指標	単位	実績基準値	実績値				目標値	最終年度（R7）の 目標値達成状況	左欄の「目標値達成状況」の総括
			R2	R4	R5	R6	R7	R7		
a	水質基準値適合率 (基準値内検体数／水質検査検体数)	%	100	100	100	100	100	100	②目標値どおり	水道法に基づき水質検査計画を策定し、同法第20条に基づく検査を指定検査機関等へ検査を委託して実施しており、R7については、全ての浄水場において水質は適合しており、安全で安定した水の供給はされている。
b	生活排水処理人口普及率 (生活排水処理人口／人口)	%	80.3	81.9	82.6	83.0	83.9	91.3	③目標値を下回った	令和5年2月の「佐野市生活排水処理構想」の見直しにより、「構想上の目標」と本シートの成果指標の目標値に不整合が生じることとなったが、「構想上の目標値」83.8%は達成した。
c										
d										

②後期基本計画 施策の対象・目的及び指標の設定 ※令和7年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート「3. 後期基本計画策定のための施策の必要事項管理シート」から転記

対象			対象指標					単位	R4	R5	R6	R7	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)	R11(見込)
①	市民	市人口（社人研推計）						人	113,072	111,880	110,906	109,975	111,388	110,515	109,641	108,768
②	水道施設	管路延長（導水管、送水管、配水管）						km	847.1	846.6	846.8	850.4	850.4	850.4	850.4	850.4
③	生活排水施設	下水道整備済み面積						ha	2,818.6	2,872.5	2,885.6	2,907.7	2,934.1	2,946.5	2,958.9	2,971.3
④																
目的			成果指標				単位	区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・安全で安心な水道水を安定的に提供します。 ・生活排水を適正かつ安定的に処理し、快適な生活環境を確保します。	①	水質基準値適合率 (基準値内検体数/水質検査検体数)					%	目標値	100	100	100	100	100	100	100	100
								実績値	100	100	100	100				
	②	生活排水処理人口普及率 (生活排水処理人口/人口)					%	目標値	87.3	88.7	90.0	91.3	84.4	85.0	85.6	86.2
								実績値	81.9	82.6	83.0	83.9				
	③							目標値								
								実績値								
	④							目標値								
								実績値								

(2) 基本方針の取組状況

①特に実績をあげている取組（計画初年度(令和4年度)以降の取組状況）

- ・佐野市上下水道耐震化計画の策定
- ・下水道マンホール蓋の広告掲載事業の実施

②計画通り進捗していない取組 ※理由及び今後の対応も含めて記載

- ・老朽化が進む水道施設の電気・機械設備などが増加し、整備が進まない状況が続いているため、財源確保及びコスト縮減を図り、整備の進捗に努める。
- ・令和7年1月に策定した佐野市上下水道耐震化計画については、上下水道管ともに財源確保に努め、関連する事業計画へ反映させていく。
- ・単独処理浄化槽及び汲み取りから合併処理浄化槽への転換について、計画通りの補助申請がなかったことから、補助制度について、広報紙及び市ホームページ等で周知を図る。
- ・水道料金が減少し、経費が増加していく状況となっているため、適切な料金への改定を実施する。

(3) 令和7年度行政経営方針の取組状況

①令和7年度行政経営方針

- ・水道水の安定供給のため、老朽化が進む市の沢浄水場に代わる小中浄水場の整備を計画的に実施する。また、老朽管更新は、優先地区以外の導水・送水・配水管について考慮し、計画を見直しながら実施する。
- ・水道の安全性確保に必要な紫外線照射装置等をコストの縮減を図りながら、飛駒浄水場に設置を進める。
- ・上下水道事業ともに引き続き収入の確保と経費節減を図り、効率的な事業運営に努める。
- ・新たな生活排水処理構想等の整備目標に従い、生活排水処理施設の整備を推進する。
- ・ストックマネジメント計画に基づく、下水道施設の更新工事等を推進する。
- ・単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進するため、撤去費用及び宅内配管工事費の補助を継続する。
- ・浄化槽の保守点検や11条法定検査の実施について、広報紙や市ホームページ等で広くPRするとともに、未受検者に対し、個別通知により指導を行う。

②令和7年度行政経営方針の取組状況

- ・水道水の安全性、安定供給を確保するため、小中浄水場の整備を完了させ、供用開始した。
- ・老朽管更新については、堀米地区等で配水管の更新工事を実施した。
- ・飛駒浄水場のクリトスポリジウム等対策については、コスト縮減を図りながら紫外線照射装置を整備した。
- ・収入確保のため、下水道使用料の改定、下水道マンホール蓋の広告掲載事業の実施、余裕資金の適切な運用を行った。また、経費の削減を図るため、水道事業の料金等徴収業務委託の広域での共同発注について協議を行った。
- ・下水道施設の老朽化対策として、下水道事業団と連携し、水処理センター5-2系水処理設備増設工事（R7～R8）に着手したほか、マンホール鉄蓋の更新工事や管渠更生工事等を実施した。
- ・公共下水道未普及対策については、市街化区域等 約22.1haを整備した。
- ・合併処理浄化槽への転換を促進するため、補助制度について、広報紙及び市ホームページ等で周知した。
- ・浄化槽の保守点検や水質検査の実施を促進するため、広報紙及び市ホームページ等で広く周知するとともに、未受検者に対して個別通知により指導した。

(4) 環境変化や関係者の意見、要望等

- ・議会からは、令和5年度決算審査要望書（安全で良質な水の供給と経営環境改善をするための取組実施）、令和7年度予算審査要望書（安全安心な暮らしを守る上下水道等の点検及び更新の促進・デジタル技術の活用）で上下水道事業に対する意見があった。
- ・令和7年に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因する道路陥没事故等の教訓を踏まえ、事故発生時に社会的影響が大きい下水道管路の老朽化対策の強化が必要であること、また、能登半島地震の教訓も踏まえ、コンパクトなインフラ整備や、市町村域を超えた事業運営の一体化・官民連携が必要であることなどにについて、国からの考えが示されてきている。（国土交通省-令和8年度上下水道関連予算の基本的な考え方より）
- ・他自治体では、水道料金や下水道使用料の改定が行われている。
- ・本市の上下水道事業においても、人口減少による収入の減と物価上昇や人件費の増加による支出の増が進行している。

2. 課題と次年度（令和9年度）の取組

(1) 課題

- ①水道のクリトスポリジウム等対策
- ②水道施設の老朽化対策や計画的な更新工事の実施
- ③生活排水処理構想等に基づく、生活排水処理施設（公共下水道・合併処理浄化槽）整備
- ④公共下水道施設の老朽化対策
- ⑤単独処理浄化槽及び汲み取りから合併処理浄化槽への転換
- ⑥浄化槽の適正な管理に伴う法定検査未受検者への対応
- ⑦上下水道事業の収益の確保と効率的な事業運営

(2) 課題に対する今年度(令和8年度)内の取組状況、予定

- ①水道の安全性を確保するために必要な紫外線照射装置等を、コストの縮減を図りながら、氷室浄水場に設置を進める。
- ②水道施設の更新（耐震化も含む）に伴う石塚浄水場整備の一部に早期着手し、令和10年10月末（3カ年）までに完成を目指す。また、紫外線照射装置等の設置工事を含む、常盤浄水場の更新工事に伴う詳細設計業務委託を実施する。
- ③公共下水道未普及対策として、市街化区域等 約12.4haを整備する。
- ④下水道施設の老朽化対策として、水処理センター5-2系水処理設備増設工事を完成させるほか、マンホール鉄蓋の更新 計300箇所や管渠更生工事500m等を実施する。
- ⑤合併処理浄化槽への転換を促進するため、補助制度について、広報紙及び市ホームページ等で周知する。
- ⑥法定検査未受検者への対応として、広報紙及び市ホームページ等で広く周知するとともに、個別通知により指導する。
- ⑦効率的な事業運営のため、水道料金の見直し、近隣市との広域化の検討を進める。また、水道事業について理解を深めてもらうために、使用者に対し広報活動を行う。

(3) 次年度(令和9年度)の取組(案)

- ①水道の安全性を確保するために必要な紫外線照射装置等を、コスト縮減を図りながら、令和10年度末までの常盤浄水場への設置に取り組む。
- ②水道施設の更新（耐震化も含む）に伴う石塚浄水場整備の一部を、令和10年10月末（3カ年）までの完成を目指す。また、常盤浄水場整備の一部に早期着手し、令和10年度末（2カ年）までの完成を目指すとともに、加圧所設置に必要な用地の確保に取り組む。
- ③公共下水道未普及対策として、市街化区域等の整備を実施する。
- ④下水道施設の老朽化対策として、水処理センター設備の増設のほか、マンホール鉄蓋の更新や管渠更生工事等を実施する。
- ⑤合併処理浄化槽への転換を促進するため、補助制度について、広報紙及び市ホームページ等で周知する。
- ⑥浄化槽の法定検査未受検者への対応として、広報紙及び市ホームページ等で広く周知するとともに、個別通知により指導する。
- ⑦上下水道事業の経営戦略と経営状況を検証し、持続可能な事業運営を推進する。また、近隣市との広域化の検討を進める。

※重点取組は太字・下線で記載